

多く寄せられたご質問（令和6年度報酬改定）

※令和6年8月21日時点での情報による回答となります。今後、厚生労働省から出される通知内容等によっては、解釈が変更となる可能性があることをご了承願います。

No.	サービス種類	問合せ内容	回答
1	介護予防支援	介護予防支援費 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が利用者と契約したうえで「介護予防サービス計画」を作成したが、結果として実績が総合事業のみとなった場合の給付管理はどうなるのか	指定介護予防支援事業所が実施できるのは「介護予防支援（予防給付ケアマネジメント）」のみのため、総合事業を利用するには長寿サポートセンターによる「介護予防マネジメント」の実施が必要となります。 ※詳細については、地域ケア推進課地域ケア係（03-3647-4398）にお問合せください。
2	居宅介護支援	特定事業所医療介護連携加算の算定 特定事業所医療連携介護加算の算定要件が、算定する年度の前々年度の3月から前年度2月までの間にターミナルケアマネジメント加算の算定回数が「5回以上」から「15回以上」に変更となったが、この要件は今年度の4月からの加算分において適用されるのか	ターミナルケアマネジメント加算の算定実績に係る要件については、以下のとおり経過措置（要件緩和）が設けられているため、留意してください。 令和7年3月31日までの間：特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において、従前のおり算定回数が5回以上の場合に算定可 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間：令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15回以上である場合に算定可
3	介護予防通所リハビリテーションおよび通所型サービス（総合事業）	運動器機能向上加算の廃止（基本報酬への包括化） 運動器機能向上加算が廃止されたが、「通所介護計画書」とは別に従来作成していた「運動器機能向上計画書」を今後も作成する必要はあるのか。また、これまで定期的に行っていた握力やTUGテスト等の運動機能測定を行う必要はあるのか。	これまで運動器機能向上加算を算定するために行っていた従前の流れ（3か月毎の計画作成、モニタリング等）については実施しなくても、「通所介護計画書」の中で通常のモニタリングを行えば、基本報酬は算定できる。なお、これまで行っていた運動機能測定については、利用者の状況に応じて必要と判断した場合には、引き続きプランに落とし込んで実施してください。
4	特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）	口腔衛生管理体制加算の廃止 口腔衛生管理体制加算の廃止については、3年間の経過措置が設けられたが、医師等から指導を受けたり、入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画書を作成するなどの体制を整えるための猶予期間との認識でよいか。また、計画書の作成単位や作成頻度についてはどうなるのか。	加算は廃止され、今後は基本報酬（口腔衛生の管理）として定義される。お問合せにあるとおり、管理体制を整えるため、3年間の経過措置が設けられており、令和9年3月31日までの間は努力義務とされている。なお、計画書はこれまでと同様に施設ごとに作成してください。頻度については明確な決まりは示されていないため、医師等との取り決めのほか、利用者ごとに適切な形で実施してください。
5	通所型サービス（総合事業）	入浴介助加算（Ⅰ） 入浴介助加算（Ⅱ） 総合事業における入浴介助加算Ⅰ、入浴介助加算Ⅱの算定要件は、令和6年度介護報酬改定における改定事項の内容と同じと考えてよいか。	お見込みのとおりである。 従来の入浴介助加算を廃止し、介護保険と同様に「入浴介助加算Ⅰ」「入浴介助加算Ⅱ」を新設した。
6	居宅介護支援	同一建物減算 ①居宅介護支援事業所の所在する建物と同一敷地内または隣接する敷地内の建物とは、例えば団地内の建物等であれば全てが該当するのか、または居宅介護支援事業所が所在する建物のみで良いのか。 ②減算対象となる利用者には、要介護者のみではなく要支援者も含まれるのか。	①減算対象となるのは、「当該事業所と同一の建物に居住する利用者」、「当該事業所が入居する建物と廊下等でつながっている建物に居住する利用者」及び「事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る）」に居住する利用者とする。 ※下線部については、江東区の地域性（全ての建物を対象にすると、団地内にある事業所にとって影響大）を考慮した区独自ルールであり、すでに同一建物減算制度のある訪問介護、通所介護も同様の運用を行っている。 ②要支援者も対象となる。ただし、総合事業については、同一建物減算の対象外とする。
7	居宅介護支援	入院時情報連携加算（Ⅰ） 入院時情報連携加算（Ⅱ） 算定可能な日数の考え方については、入院日の翌日から起算する（入院日をゼロ日と考える）ことで問題ないか。	今回の改定において、ケース毎に算定に係る起算方法が明示されています。入院したタイミングによって算定可能な日数が異なります。一律で入院日をゼロ日とする考え方はなくなりましたのでご注意ください。 詳細については、「介護保険最新情報No.1213 一部改正通知の別紙1・P78『16入院時情報連携加算について』」及び「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1)(令和6年3月15日)問119」を参照してください。
8	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	高齢者虐待防止措置未実施減算（業務継続計画未実施減算） 委託先の事業所が高齢者虐待防止措置未実施の場合の減算の取り扱いについて、防止措置未実施事業所ケアマネジャーが直接対応している限りは、減算が適用されることが妥当との判断でよいか。	お見込みのとおりである。 なお、質問の事例は、委託元（措置実施）→委託先（未実施）であるが、委託元（未実施）→委託先（措置実施）の場合も同様に減算対象となるものとする。また、業務継続計画未実施減算（令和7年3月31日まで経過措置あり）についても同様の取り扱いとする。 【R6.7.17追記】 上記については、念のため東京都に照会中です。 なお、すでに請求済のものについては、東京都の回答があるまで対応を保留していただくようお願いいたします。 【R6.8.21修正】 ご質問の件について、東京都及び国に照会を行いました。その結果をふまえ、当初お示した回答を次のとおり改めます。 ①委託元を基準として算定することで問題ないものとする（質問の事例においては、減算なしで請求可） ②ただし、委託にあたっては、減算の趣旨を十分にふまえた上で、委託先事業者の検討を行ってください。 特に②については国からも、減算型の居宅介護支援事業所に委託することがそもそも望ましくない旨の回答がありましたので、その点を踏まえた検討をお願いします。 なお、請求済のものに対する取り扱いは委託元の判断に委ねます（基準型（措置実施）の事業所が減算で請求を行った場合もエラーは発生しません）。また、業務継続計画未実施減算（令和7年3月31日まで経過措置あり）についても同様の取り扱いとします。 ※委託先事業者の検討に関するご質問は、地域ケア推進課包括推進係（03-3647-9606）にお問合せください。